

第3次対馬市総合計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、対馬市民の市民による市民のためのまちづくりを実現する第3次対馬市総合計画の策定業務を委託するものである。第3次対馬市総合計画を策定するにあたり、SDGs や Society5.0 の推進、AI 技術の発展、人口減少・少子高齢化等の社会課題、新たな市民ニーズを踏まえ、グローバル経済においても地域の自主性及び自立性を目指した計画とする。

なお、本計画は、各種施策の効果的な実施及び事業評価や委員会開催等の業務効率化を図るべく、地方創生の取組みを位置付ける計画である「第3期対馬市デジタル田園都市国家構想総合戦略」と一体化することとする。一体化にあたっては、最上位計画である対馬市総合計画における基本構想(将来像)を10年間の内容で記載し、5年間の基本計画の施策展開部分にて、総合戦略該当事業であることが特定できるように工夫する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
第3次対馬市総合計画策定業務
- (2) 業務場所
対馬市内
- (3) 業務内容
別紙「第3次対馬市総合計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (5) 契約方法
対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱に基づく公募型プロポーザル方式により選定した受託候補者との随時契約
- (6) 提案上限額 9,920,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格及び欠格条項

- (1) 参加資格
まちづくり等に関する計画策定業務実績を有すること。
- (2) 欠格条項
次のいずれかに該当する場合は、本業務に参加できない。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
 - ② 提案書提出時において、「対馬市が発注する工事等の契約に係る指名停止の措置要綱」(平成16年対馬市告示第58号)第2条及び同要綱第3条の規定に該当する者。
 - ③ 対馬市暴力団排除条例(平成24年対馬市条例第51号)第2条第1号に規定する団体及び同条例同条第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - ④ 所得税、法人事業税(地方法人特別税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき。ただし、市が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書及び参加申込に関する書類を提出すること。

- (1) 受付期限 令和 7 年 4 月 17 日（木）
 (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
 (3) 提出書類 次の書類一式を 1 部提出すること。

提出書類	
参加申込に関する書類	参加申込書【様式第 1 号】
	会社概要実績調書【様式第 2 号】
	予定担当技術者調書【様式第 3 号】
	配置予定技術者の資格が確認できる書類
	雇用関係が確認できる書類 （健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税通知の写しなど）
	情報セキュリティに関する調査票【様式第 4 号】
	対馬市競争入札資格を有していない者の追加書類
	履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前 3 ヶ月以内のもの。写し可。）
	身元（分）証明書（個人のみ。申込日前 3 ヶ月以内のもの。写し可。）
	納税証明書（申込日前 3 ヶ月以内のもの。写し可。） ・対馬市税の未納がない証明書（本市に営業所を有する者のみ） ・所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ） ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ）
	営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
	財務諸表類（直近 1 年分のみ。）又は青色申告書等
	対馬市政治倫理条例（平成 17 年対馬市条例第 1 号）第 5 条第 1 項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書
	共同企業体として申し込む場合の追加書類
	共同企業体協定書【様式第 5 号】

5 質問及び回答

- (1) 受付期限 令和 7 年 4 月 11 日（金）
 (2) 提出先 しまづくり推進部政策企画課
 (3) 提出方法 電子メール又は専用フォーム <https://logoform.jp/form/B64N/988433>
 (4) 回答方法 令和 7 年 4 月 15 日（火）までに質問書提出者に対して電子メールで返信するとともに、対馬市ホームページに掲載する。



6 一次審査

参加資格を満たす者について、参加申込書類に基づき、別表 1 の「企業の安定性及び実績」、「配置予定技術者の経験及び能力」について審査を行い、合計点の高い順に最大 5 者を一次審査通過とする。

(1) 審査結果 令和 7 年 4 月 21 日（月）書面により通知する。

選考結果等についての問い合わせについては応じない。

7 提案書の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月 7 日（水）

(2) 提出先 しまづくり推進部政策企画課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類 次の書類一式を 7 部提出すること。

提出期限後の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

提出書類	
企 画 提 案 書 類	業務実施方針【様式第 6 号】
	企画提案書
	・表紙【様式第 7 号】 ・評価テーマ 1 に関する提案書【様式第 8－1 号】 ・評価テーマ 2 に関する提案書【様式第 8－2 号】
	見積書

8 二次審査

(1) 実施日及び場所

実施日：令和 7 年 5 月 14 日（水）

場 所：対馬市役所厳原庁舎 別館大会議室

(2) 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

（1 事業者あたり プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分）

(3) その他

① プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止する。

② プレゼンテーションの順番は、提案書の提出の早い者から実施する。

③ プレゼンテーションにおいては、プロジェクター、スクリーン、パソコン等使用できるものとする。これらを使用する場合は、事前に担当課まで連絡し調整すること。

④ 説明者は、本業務を受注した際に主な担当となる者とし、2 名以内とする。

⑤ 遅刻又は欠席した場合は、参加辞退をしたものとみなす。参加を辞退することになった場合は、参加辞退届【様式第 9 号】を提出すること。

9 受託候補者の選定

一次審査及び二次審査により選定する。

(1) 評価基準

分類	評価基準項目	配点
参加申込書等	企業の安定性及び実績	20 点
	配置技術者の経験及び能力	10 点
企画提案書	業務実施方針	18 点
	業務の手法等	12 点
	独自提案	20 点
プレゼンテーション	本業務への熱意、取り組み意欲、説明力及び回答力	20 点

※ 詳細は、別表 1 のとおり

(2) 選定について

- ① 参加資格を満たす者について、選考書類及び提出物に基づき、別表 1 について審査を行い、市の求める基準以上（6 割以上を最低基準点）の提案を行った事業者の中で合計点の高い者から順位をつけ、最も順位の高いものを受託候補者として選定する。
- ② 最高得点が同一の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。
- ③ 各評価委員の採点平均が最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ④ 応募者が 1 事業者の場合、最低基準点を満たす場合は当該提案者を受託候補者とする。最低基準点に満たない場合又は応募者がいない場合は、再度プロポーザルを実施する。

(3) 審査結果

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）に対馬市ホームページで公表し、書面により通知する。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 見積額（消費税及び地方消費税を含む）が前記 2 項第 6 号に規定する提案上限額を超えている場合

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

受託候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本として、本業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方として特定し、業務内容の詳細について協議を行った上、見積書の提出を求め、随意契約により契約を締結する。

(2) 契約保証金

対馬市契約規則（平成 16 年対馬市規則第 108 号）第 26 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に用いる言語及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載すること。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、対馬市は本業務の実施、選定等に関する報告、公表のために必要な場合には、参加者の承諾を得ず、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例（平成16年対馬市条例第13号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (6) 企画提案のあった内容が契約内容に反映されない場合は、契約に関する協議が整わないものとする。
- (7) 申請者は、プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) その他の定めのない事項については、地方自治法等の関係法令及び対馬市が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 スケジュール（予定）

内 容	期間又は期限
① 公募日	令和7年4月4日（金）
② 質問受付期限	令和7年4月11日（金）
③ 質問回答期限	令和7年4月15日（火）
④ 参加申込書提出期限	令和7年4月17日（木）
⑤ 一次審査結果通知発送日	令和7年4月21日（月）
⑥ 企画提案書提出期限	令和7年5月7日（水）
⑦ 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年5月14日（水）
⑧ 最終審査結果通知発送日	令和7年5月15日（木）
⑨ 契約の締結	令和7年5月末予定
⑩ 参加辞退届（※辞退する場合のみ）	令和7年5月14日（水）

【事務局（問い合わせ先及び書類提出先）】

部 署 名 対馬市 しまづくり推進部 政策企画課
住 所 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
T E L 0920-53-6111（代）
F A X 0920-53-6112
電子メール seisaku@city-tsushima.jp

＜別表 1＞ 評価基準

評価項目	評価の視点		企画点	
		判断基準	小計	合計
企業の安定性及び実績	従業員規模	企業の従業員数を次のとおり評価する。 A：50人以上 B：20人以上 C：10人以上 D：10人未満	／ 4	／ 20
	保有資格者数	企業に在籍する技術士及び、RCCMの有資格者の人数を次のとおり評価する。 A：10人以上 B：5人以上 C：5人未満 D：資格者なし	／ 4	
	企業の実績	過去10年間の業務実績数を評価する。 A：同種実績が5件以上ある。 B：類似業務実績が3件以上ある。 C：対馬市発注の同種業務実績がある。 D：同種類業務実績1件以上がある。	／ 12	
配置技術者の経験及び能力	業務執行技術力	本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。 A：技術士（建設部門：都市および地方計画）の有資格者で同種業務の実績が2件以上ある。 B：RCCM（都市および地方計画）の有資格者で同種業務の実績が2件以上ある。 C：技術士（総合技術監理部門：建設）の有資格者で同種業務の実績が2件以上ある。 D：同種類業務の実績が2件以上ある。	／ 4	／ 10
	地域精通度	本業務における公告日までに受託した対馬市発注の業務実績の有無について、次のとおり評価する。 A：対馬市内における同種業務実績が2件以上ある。 B：対馬市内における業務実績がある。 C：対馬市以外の長崎県内における業務実績がある。	／ 3	
	専任性	本業務の公告日時点における手持ち業務量（契約金額 500 万円（税込み）以上）について、次のとおり評価する。 A：手持ち業務なし B：手持ち業務 1～4 件 C：手持ち業務 5 件以上	／ 3	

評価項目		評価の視点	企画点	
		判断基準	小計	合計
企画提案書	業務実施方針 (業務理解度、工程計画、実施体制)	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	／ 6	／ 18
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	／ 6	
		業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。	／ 6	
	評価テーマ 1 「市民主体のまちづくりの課題の把握や解決に向けた業務の手法」について	社会情勢を踏まえた対馬市の現状及び課題の把握方法が具体的に示されている場合に優位に評価する。	／ 6	／ 12
		課題の解決に向けた事業推進方策が具体的に示されている場合に優位に評価する。	／ 6	
	評価テーマ 2 「市民主体のまちづくりの実現に向けた実効性の高い企画や合意形成」について	本市にとって実効性のある有益な独自提案がなされている場合に優位に評価する。	／ 10	／ 20
		市民の意見を反映するための手法が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	／ 10	
	プレゼンテーション及びヒアリングへの回答	プレゼンテーションにおいて、本業務への熱意、取り組み意欲が感じられる場合に優位に評価する。	／ 4	／ 20
		説明力（論理性）	／ 8	
		質問に対する回答力	／ 8	

評価項目		評価の視点	企画点		
		判断基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は見積項目が不足している場合は選定しない。		—		

合計	／ 1 0 0				
----	---------	--	--	--	--